

【新型コロナウイルス関連情報】

㊦ 広報 あさひまち

令和2年7月16日号

②

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <https://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

町民の方へお願い

6月19日から県をまたいだ移動制限が全て解除となり、普段の生活に戻りつつある感じがありましたが、**首都圏を中心に感染が広がっています。**

また、**県内でも約2か月ぶりに感染者が確認され、その後も濃厚接触者の感染が確認されています。**

町民の皆さんは、感染者が増加している地域への不要不急の移動は慎重にお願いします。さらに、感染防止の基本となる「新しい生活様式」を着実に実践するなど、感染防止に十分ご留意くださるよう改めてお願いします。

▶「新しい生活様式」の実践

「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避をはじめ、身体的距離の確保やマスクの着用、こまめな手洗いなど、基本的な感染防止策を実践しましょう！

▶業種別の感染拡大予防ガイドラインの順守

事業者の皆さまは、「3つの密」の回避や消毒液の配置など、それぞれの業種別ガイドラインに沿った感染防止策を徹底しましょう！

▶感染が確認されている地域への移動は慎重に

訪問先でも「3つの密」を避けるなど、感染防止に十分留意しましょう！

○感染症対策に伴う災害時の避難について

本格的な出水期に入り、各地で豪雨による河川氾濫や土砂災害など甚大な被害が発生しておりますが、当町でも十分に起こり得る可能性があります。災害時に町の指定避難所へ行く際は、**新型コロナウイルスの感染防止を考慮しつつ、自分の必要なものは持参することを徹底**するようにお願いします。

▶留意点

- ① 自宅で安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで町指定の避難所に行く必要はありません。
- ② 可能な限り災害危険のない親戚や友人、知人宅への避難も検討してください。

▶避難所に持っていくもの

- ①マスク ②体温計 ③寝具（毛布等）
- ④最低3日分の食料と飲料水 ⑤着替え ⑥お薬
- ⑦スリッパ ⑧その他各自必要なもの

▶ペット同伴の避難

ペットを伴った避難は、えさやゲージ等を用意の上、避難してください。

▶問合せ先 総務課 危機管理係 ☎67-2111

新型コロナ対策宣言店応援事業「木製プレート」を交付します

「新しい生活様式」の定着と、県民の皆さんが安心して飲食店等を利用できる環境を整えることを目的に、県と町が連携して、感染防止対策に取り組む飲食店等を応援するため、店舗に掲示する木製プレート（縦15センチ、横21センチ）を無料で交付します。

なお、交付店舗については、「新型コロナ対策宣言店」として、店舗名等を県ホームページ等で紹介します。

▶交付対象事業者

町内で事業を営む飲食店や飲食部門を持つ宿泊施設等の事業者で、「感染拡大予防ガイドライン（※内閣官房ホームページ参照）」に沿って感染防止に取り組む事業者

▶申請・交付方法

- ①町ホームページ等から申請書をダウンロードし、（総合産業課または商工会でも配布）必要事項を記入の上、総合産業課に提出。（FAX可）
- ②木製プレートを無料交付。（1店舗あたり1枚）

▶その他

本事業は、感染防止対策に取り組む飲食店等の事業者を後押しするもので、感染防止対策を認定するものではありません。

※詳細は、町および県ホームページをご覧ください。

▶問合せ先 総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

高収益作物次期作支援交付金について

新型コロナウイルス感染症の発生で、売り上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に取り組む生産者を支援します。下記の事業内容となりますので、申請希望者は問合わせください。

▶対象者

2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等で未出荷の生産者

▶支援内容

①需要対応生産支援

高収益作物の次期作において、次の取り組みのうち2つ以上を実施する場合に交付金を交付

- ア. 生産・流通コストの削減の取り組み
- イ. 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取り組み
- ウ. 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取り組み
- エ. 作業環境の改善に資する取り組み
- オ. 事業継続計画策定の取り組み

【交付単価】 5.5万円/10a

【交付面積】 ア～オのうち2つ以上を実施した面積

②需要促進取組支援

①の取り組みに加え、次の取り組みを1つ以上実施する場合に交付金を交付

- ア. 新たに直販等を行うためのホームページ等の環境整備
- イ. 新品種・新技術導入等に向けた取り組み
- ウ. 海外の残留農薬基準等への対応、または有機農業、GAP等の取り組み

【交付単価】 2.2万円/10a

【交付面積】 ア～ウを実施した面積

▶申請期限

7月21日（火）

※申請期間が短いので、ご注意ください。

▶相談・問合せ先

農林振興課 農林振興係 ☎67-2114

納税相談について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で、町税や保険料の納付に不安がある方を対象に納税相談を行っています。下記の制度を利用できる場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

▶①特例徴収猶予

以下に該当する方について、猶予を受けた町税（納期限ごと）の納付を1年間猶予する制度です。猶予期間中は督促や延滞金が免除されます。

・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が前年同期より2割程度減少した場合

※一度に申請できるのは概ね2か月以内に納期限が到来する分のみとなります。

▶②国民健康保険税、後期高齢者保険料の特例減免

以下に該当する方について、令和2年度の保険税（料）を減免する制度です。

ア. 新型コロナウイルス感染症で、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った場合

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯主の令和2年中の収入が前年より3割以上減少することが見込まれる場合

※減免額は前年の所得（世帯主および保険加入者全員）により異なります。

※所得の種類や額によっては該当にならない場合があります。

▶③介護保険料の特例減免

以下に該当する方について、令和2年度の保険料を減免する制度です。

ア. 新型コロナウイルス感染症で、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響で、その者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の収入が前年より3割以上減少することが見込まれる場合

※減免額は前年の所得により異なります。

※所得の種類や額によっては該当にならない場合があります。

①～③とも各納期の納期限までに収入減少したことがわかる資料等を添付して申請する必要があります。

また、審査の結果、不承認となる場合があります。要件や必要書類、申請方法等の詳細は、相談の際にご案内します。

▶受付時間 午前9時～午後4時30分
（土日・祝日除く）

▶相談・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107